

令和8年度生涯歯科保健推進事業業務委託仕様書

1 事業の概要

(1) 目的

本格的な少子高齢社会を迎えるにあたっては、妊婦・乳幼児にはじまるう蝕予防対策から成人・高齢者における歯の喪失予防対策まで、生涯を通じた歯科保健事業を推進していくことが必要である。

本市では、一貫した歯科保健事業を推進していくにあたり、その方策の一つとして歯科健康相談や歯周病検診等を実施しているが、市民の更なる歯科口腔保健意識の向上を図るため、市内24区の幼稚園及び保育園等においてブラッシング指導や歯科に関する個別相談等を実施し、幼児期やその親世代の歯科保健意識の向上や、口腔ケア等に関する知識・技能の習得を図ることを目的として事業を実施する。

(2) 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 契約上限額

金 2,354,546円（消費税及び地方消費税含む）

3 委託業務内容

市内24区の幼稚園及び保育園等において各区最低1回以上、幼児及びその養育者等にブラッシング指導や歯科に関する個別相談等を実施する。

【提案項目】

- ア 本企画提案に関する基本方針・目標等
- イ 事業対象者の理解を深め、行動変容を促す具体的な取り組み内容
- ウ 事業の実施手法（従事者の選定・配置数、会場等）
- エ 市民に対しての事業周知の方法
- オ 事業参加前と参加後の歯科保健意識の変化についての検証方法

【留意事項】

- ・ オンライン等での開催ではなく会場等での実開催とする。
- ・ 事業を実施する会場は、参加者全員に指導を行なえる規模とし、1回につき、幼児及びその養育者をはじめとする地域住民が、少なくとも40名の参加を見込み実施する。
- ・ より多くの市民が参加できるよう、効果的な方法により周知広報を行うこと。
- ・ 本市が実施する事業においての併設実施は不可とする。

- ・事業実施にあたっては、契約相手方となった者と発注担当者とで共同して仕様内容を決定する。
- ・事業終了後には、正確な参加者数及び参加者の意識がどのように変わったのかを検証した内容を記載した報告書を提出すること
- ・事故、損害等の対応については、受託者において行うこと。また、事故等発生時の対応体制、市への連絡体制を整備するものとする。

【再委託について】

ア 「令和8年度生涯歯科保健推進事業」業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 講演内容の検討、講演会及び口腔衛生指導の当日の運営

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

